

収入・資産等申告書

堺市長殿

年 月 日

住所

次のとおり私及び私の世帯の収入、資産等を申告します。

氏名

(※)

(注)本人が自署しない場合は、記名押印をしてください。

1 世帯の収入

	氏名	収入の種類	収入年額
有・無			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

2 控除対象経費

	氏名	経費の種類	経費年額
有・無		自営に伴う仕入れ代、通勤費、託児費	円
		社会保険料(健康保険料、雇用保険料、介護保険料、国民年金、厚生年金等の保険料)	円
		医療費の本人負担額	円
		介護保険の利用料	円
		自営に伴う仕入れ代、通勤費、託児費	円
		社会保険料(健康保険料、雇用保険料、介護保険料、国民年金、厚生年金等の保険料)	円
		医療費の本人負担額	円
		介護保険の利用料	円
		自営に伴う仕入れ代、通勤費、託児費	円
		社会保険料(健康保険料、雇用保険料、介護保険料、国民年金、厚生年金等の保険料)	円
		医療費の本人負担額	円
		介護保険の利用料	円

3 世帯の預貯金等の状況

区分	有無	内容			
		預貯金先	口座番号	口座名義	預貯金額
預貯金 (銀行・郵便局等)	<input type="checkbox"/> 有				円
	<input type="checkbox"/> 無				円
					円
株券、国債等	<input type="checkbox"/> 有	種類	額面	評価概算額	円
	<input type="checkbox"/> 無				円

4 私の被扶養状況

- (1) 他の世帯に属する方の所得税または個人市町村民税の扶養控除において、
- 扶養親族となっている。
 - 扶養親族となっていない。
- (2) 他の世帯に属する方が被保険者となっている健康保険などの医療保険において、
- 被扶養者となっている。
 - 被扶養者となっていない。

5 私の世帯の資産状況

- 居住用以外に処分可能な土地又は家屋を
- 所有している。
 - 所有していない。

(注) 記入に当たっては、裏面の注意をよくお読みください。

「収入・資産等申告書」記入上の注意

「1 世帯の収入」は、次により記入してください。

【働いて得た収入を記入する場合】

- (1) 前年のあなたの世帯のすべての収入(給与収入、日雇収入、内職収入、自営収入等)について記入してください。
- (2) 自営に伴う仕入れ代、通勤費、託児費の欄には、収入を得るために必要な材料費(仕入れ代)、交通費(通勤経費)、及び託児費の費の総額を記入してください。

【恩給、年金、手当等の収入の方】

年金・恩給等の種類及び受給額(年額)を記入してください。

【仕送り、間貸し、雇用保険等その他の収入の方】

仕送り収入については、送り主の住所、氏名、世帯主との続柄も記入してください。

※世帯の収入の証明が取れるもの(勤務先の給与証明若しくは給与明細書又は確定申告書の控え若しくは所得証明書)は、この申告書に必ず添付してください。

「2 控除対象経費」は、次により記入してください。

収入から控除できるものは、次のとおりです。

- ・社会保険料(健康保険料、雇用保険料、介護保険料、国民年金、厚生年金等の保険料)
- ・医療費の本人負担額(医療保険対象経費のみとし、1か月当たり世帯で最大24,600円まで)
- ・介護保険の利用料(介護保険対象経費のみとし、1か月当たり世帯で最大24,600円まで)

※控除対象経費の証明が取れるもの(各種保険年金等の支払通知書又は医療費の本人負担額若しくは介護保険の利用料等)は領収書等を添付してください。

「3 世帯の預貯金等の状況」は、次により記入してください。

預貯金等の額を記入してください。

有価証券については、一般に公開された市場がある場合は申請日時点の市場価格を評価し、その他の場合は額面で評価してください。

「4 私の被扶養状況」・「5 私の世帯の資産状況」は、次により記入してください。

軽減を受けようとする方(受けている方)又は同じ世帯の方について、次のいずれかにあてはまる場合は、軽減をすることができません。

(1) 軽減を受けようとする方

- ア 他の世帯に属する方の所得税又は個人市町村民税の扶養控除において、扶養親族となっている。
- イ 他の世帯に属する方が被保険者となっている健康保険などの医療保険において、被扶養者となっている。
- ウ 銀行預金、国債、地方債、郵便貯金等で元本の合計額が350万円を超えている。

(2) 軽減を受けようとする方(受けている方)及び軽減を受けよう(受けている方)と同じ世帯の方
居住用以外に処分可能な土地又は家屋を所有している。

※詐欺その他不正の行為により軽減を受けたときは、軽減を取り消し、軽減相当額を返還していただきます。